

令和5年第1回神奈川県議会定例会

提　出　議　案　說　明　附　屬　資　料

(2月13日提案分)

福祉子どもみらい局

目 次

ページ

1 認定こども園の要件を定める条例 新旧対照表	1
2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	2
3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表	5
4 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表	6
5 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表	11
6 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	13
7 神奈川県手話言語条例 新旧対照表	14
8 介護保険法施行条例 新旧対照表	16

1 認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）新旧対照表

改 正	現 行
第1条 (略) (法第3条第1項の要件)	第1条 (略) (法第3条第1項の要件)
第2条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。 (1) 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>第25条第1項</u> の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。 (2)～(9) (略) (10) 管理及び運営について、次に掲げる基準に適合すること。 ア～ク (略) ケ <u>子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行する場合にあっては、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在の確認が行われていること。</u> コ <u>通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行する場合にあっては、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置が備えられ、子どもの降車の際に、当該装置を用いて子どもの所在の確認が行われていること。</u> サ (略)	第2条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。 (1) 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>第25条</u> の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。 (2)～(9) (略) (10) 管理及び運営について、次に掲げる基準に適合すること。 ア～ク (略) <u>(新規)</u> <u>(新規)</u>
第3条・第4条 (略)	第3条・第4条 (略)

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）新旧対照表

改 正	現 行
第1条～第7条 (略) (他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準) 第8条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。	第1条～第7条 (略) (他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準) 第8条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。 <u>ただし、入所している者の居室及びそれぞれの児童福祉施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</u>
<u>2 前項の規定は、入所している者の居室及びそれぞれの児童福祉施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</u>	<u>(新規)</u>
第9条・第10条 (略)	第9条・第10条 (略) (懲戒に係る権限の濫用禁止)
<u>第11条 削除</u>	第11条 児童福祉施設の長は、入所している児童に対し、法第47条第1項本文の規定により親權を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与える、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
(非常災害対策)	(非常災害対策)
第12条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、 <u>第12条の6</u> 及び第13条において「障害児入所施設等」という。）を除く。 <u>第12条の5及び第13条第2項において同じ。）</u> は、消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。	第12条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、 <u>第12条の3</u> 及び第13条において「障害児入所施設等」という。）を除く。_____第13条第2項において同じ。）は、消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。
2 (略)	2 (略)
第12条の2 (略) (安全計画の策定等)	第12条の2 (略)
<u>第12条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）</u> は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施	<u>(新規)</u>

改 正	現 行
<p>設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保について保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第12条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の児童の見落としおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならぬ。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第12条の5 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

改 正	現 行
<u>第12条の6</u> 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2・3 (略) (衛生管理等) <u>第13条</u> (略) 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3～5 (略) (食事) <u>第14条</u> 児童福祉施設（助産施設を除く。以下の項において同じ。）は、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第8条第1項の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならぬ。 2～5 (略) <u>第15条～第80条</u> (略) (職員) <u>第81条</u> (略) 2～12 (略) <u>13 第8条第2項本文の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第87条第3項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。第87条第3項において同じ。）に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるとときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができ</u>	<u>第12条の3</u> 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2・3 (略) (衛生管理等) <u>第13条</u> (略) 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3～5 (略) (食事) <u>第14条</u> 児童福祉施設（助産施設を除く。以下の項において同じ。）は、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第8条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならぬ。 2～5 (略) <u>第15条～第80条</u> (略) (職員) <u>第81条</u> (略) 2～12 (略) (新規)

改 正	現 行
る。	
第82条～第86条 (略) (職員)	第82条～第86条 (略) (職員)
第87条 (略)	第87条 (略)
2 (略)	2 (略)
<u>3 第8条第2項本文の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるとときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</u>	<u>3 第8条第2項本文の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるとときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</u>
第88条～112条 (略) 附 則 1～10 (略)	第88条～112条 (略) 附 則 1～10 (略)
11 第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	11 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
12～18 (略)	12～18 (略)

3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年神奈川県条例第41号）＜附則第4項関係＞新旧対照表

改 正	現 行
附 則	附 則
1 (略) (業務継続計画の策定等に関する経過措置)	1 (略) (業務継続計画の策定等に関する経過措置)
2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、 <u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条の6</u> の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。	2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、 <u>改正後の第12条の3</u> の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
3～6 (略)	3～6 (略)

4 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第7号）新旧対照表

改 正	現 行
第1条～第5条 (略) (従業者の員数) 第6条 (略) 2～8 (略) 9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは	第1条～第5条 (略) (従業者の員数) 第6条 (略) 2～8 (略) (新規)
<u>家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</u>	第7条 (略) 2～8 (略) (新規)
第7条 (略) 2～8 (略) 9 前項本文の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。	第8条～第41条 (略) (新規)
第8条～第41条 (略) (安全計画の策定等) 第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	(新規)

改 正	現 行
3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保について保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。	(新規)
4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 (自動車を運行する場合の所在の確認)	(新規)
第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。	(新規)
2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。	(新規)
第42条～第46条 (略)	第42条～第46条 (略) (懲戒に係る権限の濫用禁止)
第47条 削除	第47条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に關し当該障害児の福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
第48条～第51条 (略) (地域との連携等)	第48条～第51条 (略) (地域との連携等)
第52条 (略)	第52条 (略)
2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、当該障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校、就学前の子どもに関する	2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、当該障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校、就学前の子どもに関する

改 正	現 行
<p>教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律<u>第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>第53条～第55条の5 (略) (従業者の員数)</p> <p>第56条 (略) 2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させることは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	<p>教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>第53条～第55条の5 (略) (従業者の員数)</p> <p>第56条 (略) 2 (略)</p> <p>3 (新規)</p>
<p>第57条・第58条 (略) (準用)</p> <p>第59条 第5条、第8条及び第4節(第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条並びに第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>第60条～第62条 (略) (従業者の員数)</p> <p>第63条 (略) 2・3 (略)</p>	<p>第57条・第58条 (略) (準用)</p> <p>第59条 第5条、第8条及び第4節(第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条並びに第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>第60条～第62条 (略) (従業者の員数)</p> <p>第63条 (略) 2・3 (略)</p>
<p>4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させることは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	
<p>第64条～第70条の2 (略) (準用)</p> <p>第71条 第13条から第23条まで、第25条、第27条(第4項及び第5項を除く。)から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第46条まで、第48条、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条に規定する運営規程」とあるのは「第70条に規定する重要事項に関する規程」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第67条」と、第27</p>	<p>第64条～第70条の2 (略) (準用)</p> <p>第71条 第13条から第23条まで、第25条、第27条(第4項及び第5項を除く。)から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条に規定する運営規程」とあるのは「第70条に規定する重要事項に関する規程」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第67条」と、第27</p>

改 正	現 行
<p>条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第37条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第44条第1項中「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第69条」と読み替えるものとする。</p> <p>第72条～第81条の8 (略) (準用)</p> <p>第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第70条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第81条の7」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第82条～第88条 (略) (準用)</p> <p>第89条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第70条の2及び第81条の6から第81条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条に規定する運営規程」とあるのは「第89条において準用する第81条の8に規定する重要事項に関する規程」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第89条において準用する第81条の7」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪</p>	<p>条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第37条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第44条第1項中「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第69条」と読み替えるものとする。</p> <p>第72条～第81条の8 (略) (準用)</p> <p>第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2 _____、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第70条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第81条の7」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第82条～第88条 (略) (準用)</p> <p>第89条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2 _____、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第70条の2及び第81条の6から第81条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条に規定する運営規程」とあるのは「第89条において準用する第81条の8に規定する重要事項に関する規程」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第89条において準用する第81条の7」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪</p>

改 正	現 行
<p>問支援計画」と、第37条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第44条第1項中「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第90条～第93条 (略)</p>	<p>問支援計画」と、第37条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第44条第1項中「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第90条～第93条 (略)</p>

5 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第8号）新旧対照表

改 正	現 行
第1条～第38条 (略) (安全計画の策定等)	第1条～第38条 (略)
第38条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	(新規)
2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	(新規)
3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 (自動車を運行する場合の所在の確認)	(新規)
第38条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。	(新規)
第39条～第43条 (略)	第39条～第43条 (略) (懲戒に係る権限の濫用禁止)
第44条 削除	第44条 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与える、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
第45条～第57条 (略) (準用)	第45条～第57条 (略) (準用)
第58条 第7条から第17条まで、第19条、第21条から第39条まで、第41条から第43条まで、第45条、第46条第1項、第47条から第50条まで及び第52条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第17条第2項中「次条」とあるのは「第55条」と、第30条中「医療機関」とあるのは「他の専門医	第58条 第7条から第17条まで、第19条、第21条から第39条まで、第41条から_____第45条まで、第46条第1項、第47条から第50条まで及び第52条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第17条第2項中「次条」とあるのは「第55条」と、第30条中「医療機関」とあるのは「他の専門医

改 正	現 行
<p>療機関」と、第33条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第34条第3項中「この節」とあるのは「第3章第3節」と、第41条第1項中「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第57条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</p> <p>第59条 (略)</p>	<p>療機関」と、第33条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第34条第3項中「この節」とあるのは「第3章第3節」と、第41条第1項中「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第57条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</p> <p>第59条 (略)</p>

6 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）新旧対照表

改 正	現 行
第1条～第9条 (略) (園舎及び園庭)	第1条～第9条 (略) (園舎及び園庭)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 次条第1項第2号の乳児室又はほふく室、同項第3号の保育室、同項第4号の遊戯室及び同項第7号の便所（以下「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が同条第7項第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、 <u>同条第7項各号</u> に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。	3 次条第1項第2号の乳児室又はほふく室、同項第3号の保育室、同項第4号の遊戯室及び同項第7号の便所（以下「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が同条第7項第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、 <u>同条第7項第2号から第8号まで</u> に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。
4～7 (略)	4～7 (略)
第11条～第20条 (略)	第11条～第20条 (略) <u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u>
第21条 削除	第21条 園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
第22条～第26条 (略)	第22条～第26条 (略)

7 神奈川県手話言語条例（平成 26 年神奈川県条例第 89 号）新旧対照表

改 正	現 行
(目的) 第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において「ろう者」とは、手話 <u>(手話をしている者が相手の見え方に配慮し接近するなどして手話をする方法、手話をしている者の手に相手が触れてその形を読み取ることにより話を伝える方法等)を含む。以下同じ。</u> を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。	(目的) 第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において「ろう者」とは、手話_____ _____を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
2 この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及並びに手話に関する教育及び学習の振興、ろう者に関する理解の促進その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。 (基本理念) 第3条 手話の普及等は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用の手段として <u>将来にわたって受け継ぐべき必要な言語であることについての県民の理解の下に、推進されなければならない。</u>	2 この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及並びに手話に関する教育及び学習の振興_____その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。 (基本理念) 第3条 手話の普及等は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用の手段として_____必要な言語であることについての県民の理解の下に、推進されなければならない。 (新規)
2 手話の普及等は、手話の使用を必要とする者の手話の習得及び使用に係る機会の確保が図られるよう推進されなければならない。 (県の責務) 第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話を使用する者 <u>(ろう者、手話通訳を行う者その他の手話を使用する者をいう。以下同じ。)</u> の協力を得て、手話の普及等を推進する責務を有する。 (市町村との連携及び協力) 第5条 (略) 2 県は、市町村が手話の普及等に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。	(県の責務) 第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話を使用する者_____の協力を得て、手話の普及等を推進する責務を有する。 (市町村との連携及び協力) 第5条 (略) (新規)
第6条・第7条 (略) (手話推進計画) 第8条 (略) 2 県は、手話推進計画の策定又は変更に当たっては、 <u>その立案への手話を使用する者の参画を推進するとともに、県民の意見を聴き、これを反映することができるよう、必要な措</u>	第6条・第7条 (略) (手話推進計画) 第8条 (略) 2 県は、手話推進計画の策定又は変更に当たっては_____県民の意見を聴き、これを反映することができるよう、必要な措

改 正	現 行
置を講ずるものとする。 第9条 (略)	置を講ずるものとする。 第9条 (略)

8 介護保険法施行条例（平成12年神奈川県条例第27号）新旧対照表

改 正			現 行		
第1条～第13条 (略) 附 則 (略) 別表 (第9条関係)			第1条～第13条 (略) 附 則 (略) 別表 (第9条関係)		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事務	介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料	1,400 円	1 法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事務	介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料	1,800 円
2～26 (略)			2～26 (略)		